

宇土市監第40号
令和4年5月27日

請求人 ●●●●● 様
請求人 ●●●●● 様
請求人 ●●●●● 様
請求人 ●●●●● 様
請求人 ●●●●● 様
請求人 ●●●●● 様

宇土市監査委員 尾 沢 安治郎
宇土市監査委員 柴 田 正 樹

住民監査請求結果について（通知）

令和4年3月30日付けで提出されました住民監査請求については、次のとおり決定しましたので通知します。

本件請求は、下記の理由により地方自治法（昭和22年法律第67号）第242条に規定する住民監査請求の要件を満たしていないと判断したため、却下します。

記

1 請求の要旨（原文のとおり）

監査請求人らは、地方自治法242条1項の規定により別紙事実証明を添え必要な措置を請求する。

令和2年度、教育委員会文化課の『熊本地震で被災した地域コミュニティー施設等への復旧支援事業』で●●地区区長・●●●●●氏から神輿庫建替え事業が申請された。被災した旧神輿庫の面積は19.83㎡であるが新しく建替えた新神輿庫の面積は66.24㎡となっている。建設費は14,166千円で、その2分の1である7,083千円の補助金が宇土市から●●地区区長・●●●●●氏へ支出されている。しかし、この支援事業は現状復旧を原則としており、新神輿庫は元の3.3倍の面積になっております。よってこの事業を認めることは出来ない。市長は補助金の支出を取り消し、返還させる等の必要な措置を取るよう求めます。

2 地方自治法第242条の要件に係る審査

- (1) 令和4年3月30日提出の住民監査請求は、本件補助金の交付があった令和2年8月3日から1年以上を経過してなされていることから、請求人は、「補助金支払期日と住民監査請求の期日について、●●区の事業計画として行われた事業でありながら、●●●●●氏は事業内容を一切周知せず、更に●●区の一

般会計銀行口座以外の口座を指定し、無関係の口座で交付金を受取り、振り込まれた翌日に現金で払い出し『宇土市が間違っ708万3千円を振り込んだので、宇土市へ返還した。』等と後日証言するなどの偽装工作を行った。今回の案件が明るみになるまでに一定の期間を要する事となった。(原文のとおり)」と理由を説明している。

- (2) 法第242条第2項では、当該行為のあった日又は終わった日から1年を経過したときは監査請求ができないと定められている。また、この例外として、同項ただし書では、「正当な理由があるときは、この限りでない。」として、正当な理由があるときは、1年を経過した後であっても監査請求ができるものとされている。

この「正当な理由」の判断基準について、判例では、「特段の事情がない限り、普通地方公共団体の住民が相当の注意力をもって調査すれば客観的にみて当該行為の存在及び内容を知ることができたときから相当の期間内に監査請求をしたかどうかによって判断すべきものである。」としている(最高裁平成14年9月12日判決)。

- (3) 本件監査請求に係る正当な理由については、請求人が主張する理由の確認が不十分なまま令和4年3月31日付けで監査請求を受理した。

しかし、その後同年4月20日の請求人の陳述(請求人陳述I, ③)で、請求人は令和3年7月27日に公文書開示請求を行い、文化課及び会計課の文書を手に入れていることが判明するとともに、監査委員による関係書類の調査において令和3年8月3日付けの文書で同年8月10日に開示した文書を確認している。

なお、請求人は、公文書開示請求により入手した文書を、監査請求の事実を証明する証拠として提出しているのである。

- (4) 開示請求があった場合の裁判例として、「情報公開請求により、関係文書が入手できた以上、関係文書の入手時が『相当の注意力をもって調査すれば客観的にみて本件各支出について監査請求するに足りる程度にその存在及び内容を知ることができたというべきである。』として、関係文書の入手時から約4か月弱の期間が経過した時点でなされた本件監査請求は不適法なものである。」(最高裁平成17年12月15日判決)としている。

- (5) したがって、本件補助金の交付については公文書開示請求を行い、令和3年8月10日に関係文書を手に入れているのであるから、「客観的にみて本件補助金支出について監査請求をするに足りる程度にその存在及び内容を知ることができた日」とは、入手時の令和3年8月10日になる。そして、その日から最

高裁判例の約4か月弱の期間より長い、7か月以上の期間を経過した、令和4年3月30日付けでなされた本件監査請求は、相当な期間内になされたものといふことはできない。

以上により、本件監査請求は地方自治法第242条第2項ただし書にいう「正当な理由」があるとは認められず、同項の要件を満たさないもので、却下するものである。

3 参考

(1) 請求人陳述

① 請求人陳述 I (原文のとおり)

監査請求人6名は、地方自治法242条第1項の規定により別紙事実証明を添え必要な措置を請求し受理されましたので、同242条第7項による証拠の提出および陳述を行います。

記

令和2年度宇土市教育委員会文化課受理『地域コミュニティー施設等再建支援事業』に於いて相当な疑義が生じており以下に証拠書類を添えて陳述いたします。

監査請求人は、この地域に60年間在住する宇土市民であり、それぞれ●●●●氏子であります。この度の●●●●●の被災につきましては同じ被災住民として復旧を願い微力ながら●●の催事に協力をして参りました。しかし、支援事業の趣旨に反し『原資である税金に対する公平・平等の原則』に反する今回の行為を看過することは出来ません。検証内容を証拠を添え列記します。

① 宇土市●●町●●地区自治会の総会資料によると令和1年度から令和3年度に渡り地区の事業として事業計画から事業完了までなされたが一切会計報告はされていない。地区の評議員の証言では「途中から●●●●の単独事業に変更された」と区長からの説明を受けている。証言記録あり。

よって、この事業の進捗状況を把握する区民は区長以外誰もいない状況であった。

総会資料のコピーを添付

② この発端は、地区の用水組合の会計報告がなされた令和2年9月27日の事である。区長は通帳のコピーを組合員12名に配布し会計報告を始めた。その通帳には宇土市からの7,083,000円の振込(02-08-03)と翌日(02-08-04)同額現金で引出しの記載があった。疑問を持った組合員からの質問に驚いた様子で「それは何だったかな? ああそれは確か神輿庫の金で、宇土市が間違っ振り込んだから、現金で返した」と区長が返答した事だった。

組合員の証言あり, 用水組合通帳のコピーを添付

- ③ 詳細を確認するため宇土市公文書開示請求を行った。開示された文書によると「地域コミュニティ施設等再建事業」に関わる内容の多くの文書であった。発行元は宇土市教育委員会文化課, 宇土市財政課である。

内容を時系列に確認すると以下の事が理解できる。

- (1) 令和2/7/1 宇土市地域コミュニティ施設等再建支援事業補助金交付申請
- (2) 令和2/7/1 教育委員会文化課起案 令和2/7/3 決裁
- (3) 令和2/7/6 交付決定通知 令和2/7/16 交付額決定起案 令和2/7/28 決裁
- (4) 令和2/7/16 上記実績報告書(教育委員会文化課)
- (5) 令和2/7/28 交付決定通知書
- (6) 令和2/7/28 支出命令書起案 令和2/7/30 支出命令書決裁
- (7) 令和2/8/3 上記補助金振込 7, 083, 000円

開示された公文書のコピーを添付

- ④ ●●●●の●●からの聞き取りの内容の要点を以下に列記します。

R3/7/30 神興庫の建設費用は●●区1/2 ●●1/2を負担しています。1/2の額を●●区に入れることはありません。工事代金は直接●●●●●へ支払いました。神興庫は●●の持ち物です。領収書は●●●●から●●へ発行されました。●●区の区長がその領収書を熊本県へ提出しました神社の申請は最初から外されることがありましたが, 県議の方のお力添えいただいたおかげで過去2回は不採択だったが今回採択されました。教育委員会文化課とも事前打ち合わせもあった。

R3/8/23 60名の●●総代のうち責任総代10名の確認を取り申請を行った。神興庫は地域コミュニティ施設と認識している。1400万円のうち700万円と回廊廊下の100万円を●●●●氏へ振り込みました。神社本庁に金銭出納の許可をもらっている。工事契約書は無い。1400万円の工事代金は高かったと認識していた。倒壊の恐れや雨漏りのため急いで建設した。●●●●●は事業登録していないことは知らなかった。会計処理は全部してあります。支払いは10名の責任総代に報告もしてあります。工事契約書はあったと思います。

- ⑤ 教育委員会文化課 ●●氏からの聞き取り内容の要点を列記します。

R3/8/24 地域コミュニティ施設等再建支援事業補助金申請は, ●●区が申請主です。

原資は熊本県の復興基金です。要綱は宇土市も熊本県も同じです。4項目に該当しています。建設中に何度も現場を訪問して確認しています。●●●●●の会社情報を調べたが見当たらなかった。R3/10/4 再度上記内容を面談にて確認しました。

- ⑥ 神興庫と地域との関わりについての4項目のうち, 「専ら地域の住民が交代で維持管理しているものであること。」について

地域に60年在住しているが、ボランティア活動で甲冑鎧の陰干し以外は関りはないと認識しています。●●の発言にも着任当時から「●●区との関りは疎遠だった。地域コミュニティー施設ではなかった。」と感じていたとある。宇土市●●●●●●から●●●●●●地区の関りはあったはず、まさか●●地区が申請主になることは過去の歴史からあり得ない。

発言の記録あり

- ⑦ 令和4年3月 定例議会の発言の疑問点を列記します。
- 市長の発言、教育部長の発言で旧神輿庫と新神輿庫の比較の件 『確かに2.5倍3.3倍の面積になっておるが申請を認めざるを得ない。認めて当たり前と認識。回廊部分は対象から除外した』
- 同等同質についての質問、
- 『7/1に申請がなされ文化課が現地の確認をし、受付をした。』
- 『旧神輿庫は既に解体され跡地も整地され基礎も撤去され規模の比較確認が出来なかった。』
- 『当初●●の支払いが、業者への支払いから実は地元地区への寄付であった。』
- 『混乱の第一が、区長が従業員の立場で混乱して領収書を誤った。』
- 監査請求の立場から、宇土市新庁舎が35億円から70億円になったとしても認めて当たり前となるのか？会社経営者の区長が従業員の立場で混乱した状態で誤りの領収書を発行するのか？回廊が対象外になるのはなぜか？●●の支払いが昨年11月の聞取りの際大きく変化するのを何の疑問もなく受入れ、その確認根拠は何だったのか？以前●●の証言と相違する。
- ⑧ 旧神輿庫と新神輿庫の比較を登記簿謄本や写真をもって比較する資料を添付します。
- ⑨ 地域コミュニティー施設等再建支援事業に申請された宇土市の43件のすべてを検証中。
- 他の申請主に●●地区の特別処理について意見を伺う予定。
- ⑩ 熊本市地域活動推進課へ今回の事業について確認を行ったが『市町村ごとに判断するが、必ず熊本県文化課へ相談し、Q&A マニュアルに沿って適切に対応しないと多くの神社への説明が出来ない。又明らかに直接●●が寄付する場合は認められない。』と回答があった。
- ⑪ 領収書、消費税の記載、工事完了証明書等の形式住所の間違い、建替が立替などの素人書類
- ⑫ 建設単価が異常に高い。宇土市職員の1級建築士の見識を疑う。

- ⑬ 申請書類は、全て区長が行い、見積書、領収書の作成を行っている。不自然である。
- ⑭ 補助金交付に関わる申請書類は文化課職員がすべてを作成し押印まで行っている。公金の不正請求事案である。

② 請求人陳述Ⅱ（令和4年4月20日追加証拠の提出に基づく陳述）

- ①（境内に設置されている●●●●の看板の写真には、）「神社の復興には公的な支援制度はなく、自主再建するしかございません。」というくだり有。なのに、今回（●●●●は、）寄付ではなく自己資金を当初●●●●に支払ったと説明しておきながら、更にその後には、寄付を受ける立場である●●●●が、当該申請地区の●●●●地区に寄付を行ったと訂正・修正をしている状況有。
- ②（追加の写真と陳述⑧を併せて）令和2年7月1日に申請がなされ文化課が現地の確認をして受付をした。その際に（旧神輿庫は）既に解体され跡地も整地され、基礎も撤去され規模の比較確認ができなかったと、市長発言が配信の動画の中に有。しかし、写真をみていただくとその比較内容が写してある。神社の関係者からいただいた資料をもとに検証したところ、新しい神輿庫と旧神輿庫は、同時に建設状態にあることが見受けられた。その後、（旧神輿庫は）解体処理に移っていることがみてとれる。ここでは、解体業者名は伏せる。
- ③新神輿庫と旧神輿庫を比較した写真があるが、寸法を載せていないが、実寸で測ったところ、新神輿庫は本体が20坪と回廊部分で、旧神輿庫は6坪の建ぺいであることがみてとれた。計測で実証できた。
- ④この写真の提出元からの情報では、神主がお祓いをしている期日の令和2年7月8日が竣工だと思われる。解体の作業が令和2年7月12日である。元松市長の証言を併せて読み解いていただきたい。
- ⑤（当該写真は陳述後の令和4年4月20日午後に提出有）新神輿庫内の写真もあり、吹き抜けのベタコンクリートの設備は何もない倉庫である。
- ⑥地鎮祭の様子をみると、今回の事業は「地域コミュニティ施設等再建支援事業」の位置づけで申請してあるが、地域コミュニティ施設であるならばなぜ地域の代表者やコミュニティとしての関係者がこの写真の中に写っていないのか。大変不自然な写真である。この写真を確認したところ、総代の●●●●さん、申請主の●●●●区区長、建設関係の代表でも何でもいない方、それと神社関係の方2名が参列

され執り行われている。地鎮祭も今回の事業が単独事業に変わったことも含めて地域住民には何ら示されていない。

(2) 執行機関等（関係職員）陳述

① 住民監査請求（令和4年3月30日提出）に対する陳述書（原文のとおり）

旧神輿庫の面積については、既に解体されておりますので、正確な面積を知ることはできませんが、登記簿謄本によりますと床面積 19.83 m²とされています。また、建て替えられた新神輿庫の面積は工事完了引渡証明書によりますと床面積 66.24 m²とされています。ただし、この床面積には補助対象外となった回廊部分の面積も含まれておりますので、補助対象となった建物本体の面積は 50 m²となります。旧神輿庫と新神輿庫の床面積を比較すると約 2.5 倍に増床しておりますことは事実です。

当該事業は令和2年7月1日に補助金交付申請書を受け付け、書類審査の上、7月3日付けで交付決定を行い、補助対象施設と認定しました。その後、7月16日に実績報告書が提出され、当日文化課職員が現地を訪問し、旧神輿庫が解体され、新神輿庫が完成していたことを確認しました。ただし、旧神輿庫にはなかった回廊部分については「増築」とみなし、その部分は補助対象外としました。

結果的に、職員による書類チェックの甘さがあったことは否定できませんが、市補助金交付要綱に則って行ったものであり、市の事業認定及び補助金の支出は適切なものだったと考えております。

事業の認定については、関係書類の収集及び現地確認を適宜行い、それらを精査した上で、慎重に認定の判断をすべきだったと感じており、対象施設の現地確認を含め、事業の認定方法について改善の余地があることは事実です。今後は、誤解を招かないよう面積要件、事業申請に係る地区の総意を示す書類等を確認するなど補助要綱を見直し、必要に応じて改正を行うなど適切に対応します。また、職員の意識を新たにするとともに、市独自のチェックリストを作成するなど、組織におけるチェック体制の向上を図ってまいります。

② 請求人陳述 I に対する陳述（原文のとおり）

■ 監査請求人の陳述①について

- 申請当時、市では●●区の総会資料や会計報告の内容は把握しておりません。
- 申請当時、市では●●区内の状況については、把握しておりません。

■監査請求人の陳述②について

- 令和2年9月27日に行われた地区の用水組合の会計報告及びその内容等については、市は把握しておりません。
- 令和2年8月3日に本事業の補助金として、市が「●●クチョウ」名義の口座へ7,083,000円を振込んだことは事実です。
- 市に登録されている●●区の口座は3つあり、口座名義は全て「●●クチョウ」です。市が補助金を振込んだ口座は、3口座のうちの一つで、区長が指定した口座でした。3口座は同一名義であるため、これらがどのような用途で使い分けられているのか、市では判断できませんでした。
- 区長が振込を指定した口座が農業用水組合用の口座であったことは、令和3年11月17日に区長に対して行った聞き取り調査で判明したことです。

■監査請求人の陳述③について

- 当該公文書開示請求については、令和3年8月3日付け宇市教文第168号にて開示しました。
- 文書の発行元は宇土市教育委員会文化課、宇土市財政課とされているが、本事業の文書は全て文化課で作成しております。

■監査請求人の陳述④について

- 工事代金の流れについては、事業申請当時、市は関知しておらず、令和3年11月に実施した関係者への聞き取りで初めて知った事実です。また、「●●区の区長がその領収書を熊本県へ提出しました神社の申請は最初から外されることがありましたが、県議の方のお力添えいただいたおかげで過去2回は不採択だったが今回採択されました。」とありますが、このことについて市は現在も承知しておらず、これに関して●●●●と事前打合せを行ったことはありません。
- 令和3年11月17日に文化課が●●●●の●●に行った聞き取り調査の要点は以下のとおりです。
 - ・工事費用の約1,400万円は特段高額とは思わない。妥当な金額だと思う。●●●●●●が施工したから、むしろ他所の業者より費用が安価になっていると思う。
 - ・●●●●●●に工事を依頼した経緯や理由は以下のとおり。
 - ①工事は令和2年に実施したが、神輿庫の再建については、熊本地震発生直後から計画しており、地震後しばらくは他所の建築業者が忙しく、すぐに工事に入れる状況ではなかった。先が見えない状況で再建がいつになるか見通しを立てることができなかった。
 - ②地震後、復興需要で建築費が高騰しており、ある市外業者に見積を依頼したところ、予想を上回る金額だったため断念した。
- ③ ●●●●●●さんのお兄さんの●●●●●●さん（●●●●●●の●●●●●●さん

る」の発言は確認できませんでした。

- これまで、担当職員の記憶をもとに、令和2年7月1日に申請がなされた際に担当職員が現地を確認したと説明してきましたが、監査請求人の指摘を受け、改めて当時撮影した写真データのメタデータを調べたところ、現地を確認した日は実績報告がなされた令和2年7月16日であったことが確認されました。建設工事が始まってから写真を撮影した日までの間、担当職員は一度も現地を訪問しておらず、担当職員が現地を確認した日は7月1日ではなく7月16日の誤りでした。
- 事業メニューが違うため単純比較はできませんが、宇土市役所庁舎の延べ床面積（車庫等を除く）については、被災前の旧庁舎の面積は約3,550㎡でしたが、教育委員会等の分散していた機能を集約したことにより、新庁舎の面積は約7,260㎡と規模的に2倍以上となっています。
- 令和2年7月16日の実績報告の段階では、領収書は●●●●●が発行したものと認識しておりましたが、令和3年11月17日に行った区長への聞き取り調査で、区長自身が●●●●●の従業員の立場で作成し、●●●●●代表者の●●●●●さんが内容を確認、承知したうえで押印されたものとの説明を受けております。字の誤りは区長の誤記であったとの説明を受けております。
- 回廊については、市としては質疑応答集（基礎事業分）No.⑤-5-12の「増築」にあたるかと考え、対象外と判断しました。
- 市としては、実績報告に添付されていた領収書が、●●●●●から●●区宛てに発行されておりましたので、市では工事代金を●●区が●●●●●に支払ったものと認識しておりました。本事業の資金調達方法に関しては、申請時には必要のない事柄であり、市では確認しておらず、令和3年11月17日に文化課が実施した●●●●●への聞き取りの際に初めて確認できたものです。●●区長が●●●●●から工事代金の半額を受領した際、本来であれば、●●区長は●●区名で領収書を発行しなければならないところを、従業員の立場で仕事をしていた●●●●●名で領収書を発行したため、混乱が生じているものです。

■監査請求人の陳述⑧について

- 添付資料を確認しました。

■監査請求人の陳述⑨について

- 承知しました。

■監査請求人の陳述⑩について

- Q & Aマニュアルに沿って適切に対応することはそのとおりですが、熊本市地域活動推進課の回答については、市は承知しておりません。

■監査請求人の陳述⑪について

○これらの書類は、全て区長の●●●●さんが手伝われて作成したものを、●●●●代表者の●●●●さんが内容を確認、承知した上で押印されたものです。建物の「建」ではなく、「立」になっているのは、●●●●さんの単純な書き違いとの説明を受けております。住所の相違については、●●●●さんが見積書と領収書に●●●●●の古い様式を使用したため、●●●●氏も誤りに気付かず押印したとの説明を受けております。市のチェックが甘かったことは否定できません。

■監査請求人の陳述⑫について

○Q & Aの34番で見積書は1社で構わないと記載されており、●●●●●が作成した見積書については特段高額であるとの認識はありませんでした。市職員の建築費用に対する見解は一般的なものであると認識しています。

■監査請求人の陳述⑬について

○申請手続きは本来、区の代表者である区長が行うものです。見積書と領収書については、令和3年11月17日に行った区長への聞き取り調査で、区長自身が●●●●●の従業員の立場で作成したと●●●●代表者の●●●●氏から説明を受けております。また、書類の押印は、●●●●氏が内容を確認、承知した上で押印したとの説明を受けております。

■監査請求人の陳述⑭について

○申請書類については、区長本人からの依頼を受け、区長立会いのもと文化課職員が内容を確認しながら代筆しましたが、押印は区長本人が行いました。公金の不正請求事案には当たりません。

③ 請求人陳述Ⅱに対する陳述（原文のとおり）

■監査請求人の陳述①について

○●●●●●境内に設置されている看板に書かれている文言は、宗教法人が政教分離の観点から公的支援を受けることができないという一般論が書かれていると解釈しております。市としては、実績報告に添付されていた領収書が、●●●●●から●●●●区宛てに発行されておりましたので、市では工事代金を●●●●区が●●●●●に支払ったものと認識しておりました。しかし、後日工事代金の半額は●●●●●が実質的に負担していることを令和3年11月17日に文化課が実施した●●●●●への聞き取り調査で判明確認しました。●●●●区長

が●●●●から工事代金の半額を受領した際、本来であれば、●●区長は●●区名で領収書を発行しなければならないところを、従業員の立場で仕事をしていた●●●●●名で領収書を発行したため、混乱が生じているものです。

■監査請求人の陳述②について

○これまで、担当職員の記憶をもとに、令和2年7月1日に申請がなされた際に担当職員が現地を確認したと説明してきましたが、監査請求人の指摘を受け、改めて当時撮影した写真データのメタデータを調べたところ、現地を確認した日は実績報告がなされた令和2年7月16日であったことが確認されました。建設工事が始まってから写真を撮影した日までの間、担当職員は一度も現地を訪問しておらず、担当職員が現地を確認した日は7月1日ではなく7月16日の誤りでした。

■監査請求人の陳述③について

○文化課で計測しましたところ、回廊部分を含めた新神輿庫全体の面積は約20坪（工事完了引渡証明書に記載されている66.24㎡）ですが、補助対象外となった回廊部分を除外すると新神輿庫そのものの面積は約50㎡（約15坪）です。

■監査請求人の陳述④について

○これまで、担当職員の記憶をもとに、令和2年7月1日に申請がなされた際に担当職員が現地を確認したと説明してきましたが、監査請求人の指摘を受け、改めて当時撮影した写真データのメタデータを調べたところ、現地を確認した日は実績報告がなされた令和2年7月16日であったことが確認されました。建設工事が始まってから写真を撮影した日までの間、担当職員は一度も現地を訪問しておらず、担当職員が現地を確認した日は7月1日ではなく7月16日の誤りでした。

■監査請求人の陳述⑤について

○新神輿庫は神輿や祭礼道具等を保管する倉庫であるため、吹き抜けのベタコンクリート床となっております。また、一部をガラス張にして●●区民や参拝者がいつでも神輿を見ることができる作りとなっております。

■監査請求人の陳述⑥について

○地鎮祭については、当該補助金支出と関係ない事柄であるため、市では関知しておりません。